

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

中外製薬は、企業価値を持続的に拡大させ、株主をはじめとした全てのステークホルダーの要請に適切かつ公平に応えるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけております。この推進に向け、意思決定の迅速化、執行責任の明確化及び経営の透明化を重要なポイントと考えております。こうした考えに基づき、これまで、取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化、ステークホルダーの視点からの経営チェックのための社外取締役の登用を行うとともに、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度の導入を実現してまいりました。今後も経営管理体制の一層の充実を図り、意思決定の迅速化、執行責任の明確化、経営の透明化をさらに推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ROCHE HOLDING LTD	335,223,645	59.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,176,600	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,254,100	2.72
野村證券株式会社	7,541,400	1.34
GOLDMAN, SACHS & CO.REG (ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント)	6,289,157	1.12
東京海上日動火災保険株式会社	3,787,259	0.67
BNPパリバ証券株式会社	3,610,781	0.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	3,589,435	0.64
中外製薬社員持株会	3,338,754	0.59
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (ビーエヌピー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセット)	3,228,200	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

ロシュ・ホールディング・リミテッド (非上場)

補足説明 更新

当社は自己株式14,258,437株を所有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の中には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

ロシュ・グループとの取引にあたっては、第三者間取引価格による公正な取引を実施することにより少数株主の利益を保護しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社とエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド [本社: スイス] (以下、ロシュ) との戦略的アライアンスの合意に基づき、ロシュは当社発行済株式総数の59.89%を保有しております。

上記アライアンス契約により、当社はロシュの日本市場における唯一の医薬品事業会社となり、同社グループが有する開発候補品の日本における開発・販売について第一選択権を保有しております。また、ロシュは当社が有する開発候補品の海外(台湾・韓国を除く)における開発・販売について第一選択権を保有いたします。

本アライアンスは、通常の企業買収や合併事業とは異なる新しいビジネスモデルの確立を目指しております。当社は、ロシュ・ホールディングの連結決算の対象会社ですが、独立した上場企業として、すべての意思決定をセルフ・ガバナンス原則に基づいて行っております。

なお、当社取締役10名のうち、2名*はロシュ・グループに在籍しておりますが、取締役の半数に至る状況にないことから、経営の独立性が確保されていると認識しております。また、経営の独立性・客観性を一層高める観点から、ロシュ・グループ外からも社外取締役3名を選任しております。

*社外取締役のフランツ・ベルンハント・フーマーは、ロシュ・グループの経営メンバーを務めておりましたが、2014年3月に退任しました。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 康夫	学者								○		○	
奥 正之	他の会社の出身者								○			
フランチ・ベルンハント・フーマー	他の会社の出身者		△									
ダニエル・オデイ	他の会社の出身者		○									
ソフィー・コロノウスキー・ボネ	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 康夫	○	学校法人根津育英会武蔵学園副理事長 早稲田大学特命教授 慶應義塾大学名誉教授 池田康夫氏は、学校法人根津育英会武蔵学園の副理事長、早稲田大学の特命教授および慶應義塾大学の名誉教授です。当社は慶應義塾大学と共同研究等の取引を行っており、学校法人根津育英会武蔵学園、早稲田大学および慶應義塾大学に寄付を行っております。これらの取引額、寄付額は僅少であり、その規模・性	医師・大学教授としての豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に関する適切な助言・監督等を社外取締役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

		質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	
奥 正之	○	三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 奥正之氏は、三井住友フィナンシャルグループの取締役会長です。当社は、同グループに属する三井住友銀行との間に資金預入など、通常の銀行取引があります。また、同グループに属する住友三井オートサービスと車両リースの取引がありますが、取引額は僅少であり、その規模・性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	企業経営者としての豊富な経験・知識等から、当社の経営に関する助言・監督等を社外取締役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
フランツ・ベルンハント・フーマー		前ロシュ・ホールディング・リミテッド取締役会議長 ディアジオ（英）取締役会議長（非常勤） フランツ・ベルンハント・フーマー氏は、当社の親会社であるロシュ・ホールディング・リミテッドが属するロシュ・グループに1995年入社し、その後経営メンバーを務め、2014年3月4日付にて退任いたしました。なお、同氏は2002年10月から2009年3月まで当社社外取締役在任の経験を有しております。	グローバル製薬企業等における経営者としての豊富な経験・知識等から、当社の経営に関する助言・監督等を社外取締役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。
ダニエル・オデイ		ロシュ医薬品事業部門COO ロシュ経営執行委員会委員 ジェネンテック社（米）取締役 ダニエル・オデイ氏は、当社の親会社であるロシュ・ホールディング・リミテッドが属するロシュ・グループの経営メンバーを務めております。	ロシュ・グループの経営メンバーとしてのグローバルな観点から、当社の経営に関する助言・監督等を社外取締役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。
ソフィー・コロノウスキー・ボネ		ロシュ医薬品提携部長 ロシュ拡大経営執行委員会委員 ソフィー・コロノウスキー・ボネ氏は、当社の親会社であるロシュ・ホールディング・リミテッドが属するロシュ・グループの経営メンバーを務めております。	ロシュ・グループの経営メンバーとしてのグローバルな観点から、当社の経営に関する助言・監督等を社外取締役として適切に遂行することができるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	2	1	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、監査計画の相互確認、四半期レビュー結果報告、期末決算監査状況・期末監査結果報告等、年間6～7回の会合にて意見交換を行っております。

また、監査役は、監査部より監査計画、監査結果について報告を受けるとともに意見交換を行っており、必要に応じて監査部に対し内部監査の範囲等について要望しております。さらに、監査部員を国内子会社監査役として派遣する体制を取っており、監査役は、国内子会社監査役とも四半期報告・期末報告などを通じて連携を行い、グループ企業のガバナンス強化に努めております。

監査役、監査部および会計監査人は、監査計画説明の会合を行うなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原 壽	弁護士										○			
石塚 達郎	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 壽		長島・大野・常松法律事務所 アジア総代表 原壽氏は、長島・大野・常松法律事務所のアジア総代表であり、当社は原壽氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所との取引額は僅少であり、その規模・性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	企業法務専門家(弁護士)としての豊富な経験・知識等を有しており、社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断いたしました。
石塚 達郎	○	公認会計士 石塚達郎事務所 石塚達郎氏は、2011年8月まで新日本有限責任監査法人に所属していました。当社は同監査法人との間に監査契約以外の取引がありますが、取引額は僅少であり、その規模・性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	企業会計専門家(公認会計士)としての豊富な経験・知識等を有しており、社外監査役として適切に職務を遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会での承認の範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績を考慮し支給額を決定しております。また、取締役のストックオプションについては、役位に応じて付与株数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と業績および株主価値との連動性をより一層明確にし、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保することにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、当社グループの実際の業務に携わる当社の社内取締役及び従業員、並びに子会社の従業員に対して一般型ストックオプションを、また、当該社内取締役に対して株式報酬型ストックオプションを、それぞれ付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

2014年度有価証券報告書には、取締役及び監査役に対する報酬等の額として、以下の内容で記載を行っております。なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

取締役(年額)

人員数 10名(うち社外取締役4名)

報酬等 790百万円(うち社外取締役45百万円)

うちストックオプション(社内取締役のみ) 一般型 104百万円 株式報酬型 117百万円

監査役(年額)

人員数 4名(うち社外監査役2名)

報酬等 85百万円(うち社外監査役22百万円)

(注)

- 金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
- 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
- 取締役(全員)の報酬等(定例報酬及び賞与)の額は、2007年3月開催の第96回定時株主総会での決議により年額750百万円以内となっております。
- 監査役(全員)の報酬の額は、2006年3月開催の第95回定時株主総会での決議により年額100百万円以内となっております。
- 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
- 上記の当事業年度における賞与のほか、前事業年度に係る役員賞与として、前事業年度に費用計上した役員賞与引当金繰入額185百万円のほか、取締役(社内)5名に対して、金34百万円を支給しております。
- 上記の一般型ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションの額並びに対象となる役員の員数は、当事業年度に費用計上した額及びその対象となる役員の員数であります。
- 上記の報酬等の総額のほか、役員退職慰労金としてそれぞれの就任時から退職慰労金制度廃止までの分につき、次のとおり支給しております。

退任取締役(社内) 1名 54百万円

退任取締役(社外) 1名 1百万円

なお、当社は2009年3月開催の第98回定時株主総会にて業務執行を伴う取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、第98回定時株主総会終結後引き続き在任する当該取締役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを決議いただいております。

また、2006年3月開催の第95回定時株主総会にて業務執行を伴わない取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第95回定時株主総会終結後引き続き在任する当該取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを決議いただいております。

報酬の個別開示を実施している取締役及び監査役
(いずれも中外製薬株式会社)

永山 治(代表取締役)

連結報酬等の総額 376百万円

(内訳: 定例報酬125百万円、賞与148百万円、一般型ストック・オプション45百万円、株式報酬型ストック・オプション58百万円)

上野 幹夫(代表取締役)

連結報酬等の総額 114百万円

(内訳: 定例報酬55百万円、賞与24百万円、一般型ストック・オプション17百万円、株式報酬型ストック・オプション18百万円)

小坂 達朗(代表取締役)

連結報酬等の総額 122百万円

(内訳: 定例報酬55百万円、賞与30百万円、一般型ストック・オプション17百万円、株式報酬型ストック・オプション21百万円)

(注)

1. 金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
2. 代表取締役の報酬等の総額等を記載しております。
3. 上表記載の代表取締役以外の役員で、報酬等の総額が1億円以上である者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、秘書部内に担当スタッフを任命し、当社の社外取締役としての活動に対する支援を行っております。また、重要な経営環境変化に関する報告や個別の案件に関する事前説明を経営企画部長等から随時実施することにより、意思決定のより一層の充実に努めております。

社外監査役については、社内情報の伝達、監査役会資料の事前提供などの監査活動支援を監査役室が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行

取締役会から委ねられた業務の執行にあたっては、最高経営責任者(CEO)が全社経営戦略及び重要案件の意思決定に対する最終的な責任を担い、最高執行責任者(COO)が業務執行上の意思決定に対する責任を担う体制をとっております。それらの重要な意思決定は、最高経営責任者(CEO)及び最高執行責任者(COO)をはじめとする主要な執行役員からなる経営会議にて行っております。また、経営会議には常勤監査役も出席し、適正なガバナンスの観点から意見の表明を行っております。なお、経営会議メンバー14名中、女性が含まれておりません。

2. インターナショナル・アドバイザー・カウンスル(IAC)

グローバルなビジネス環境の変化への確に対応するとともに適正な企業姿勢によるグローバルビジネスの展開を目指して、国内外の各界専門家

によるインターナショナル・アドバイザー・カウンスル(IAC)を運営し、意思決定のより一層の充実に努めております。なお、IACメンバー11名中、1名が女性です。

3. 取締役会

取締役会は、経営上の最重要事項に関する意思決定を行うとともに、業務執行状況に関する報告(四半期毎の定期報告や経営会議での重要な決定事項に関する報告等)を受け、業務執行の監督を行っております。社内取締役5名、社外取締役5名の計10名で構成され、社外取締役のうち1名が女性です。

4. 社外取締役

当社は、より広いステークホルダーの視点を経営の意思決定に反映させるべく、社外取締役を登用しております。社外取締役のうち、ロシュから就任した社外取締役は、グローバルな観点から当社の経営に関し適宜指摘・助言等を行っております。ロシュ以外の社外取締役からは、企業経営者や医師・大学教授としての豊富な経験・知識等から当社の経営に関し適宜指摘・助言等を行っております。

なお、当社は、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額です。

5. 監査役・監査体制

監査役は4名で、そのうち2名が社外監査役となっており、経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査を実施しております。4名中女性が含まれておりません。社外監査役2名の選任状況は前述(監査役関係の項に記載)の通りですが、社外監査役1名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額です。

なお、監査役の独立性の保持と監査機能の充実に図るため、監査役を補佐する監査役室を設けております。

内部監査部門として、公認内部監査人を含むスタッフからなる監査部を設置し、業務活動の有効性・効率性およびコンプライアンスなどの観点からグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、すべての監査について、経営会議への報告・提言を行うほか、監査役会へも報告を行い、健全な執行の維持・向上に努めております。また、監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況および運用状況の評価を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、監査役の機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年開催日の21日(3週間)以上前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が12月期である
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の早期発送、英文招集通知(全訳)の作成、実質株主調査に基づいた議決権行使の促進策の実施
招集通知(要約)の英文での提供	全訳作成にて提供

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針をホームページに掲載 http://www.chugai-pharm.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社支店にて個人投資家向け説明会を開催	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算時の年2回、決算説明会を実施 第1四半期と第3四半期はカンファレンスコールを実施 その他に経営説明会、R&D説明会等を定期的実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	ヨーロッパ、アメリカ、アジアにおいて、それぞれ最低年1回ロードショーを開催	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.chugai-pharm.co.jp/ir/ 掲載資料: 決算短信・補足資料、決算プレゼンテーション資料、説明会資料、株主通信、有価証券報告書、アニュアルレポート等。 決算関連資料および説明会資料は和英同時にホームページに掲載。また、説明会プレゼンテーションの動画配信、カンファレンスコールの音声配信を実施しホームページに掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として広報IR部、監督機関として担当執行役員および関連部署基本組織長からなるIR委員会を設置	
その他	財務・非財務、両面を含めた企業価値を発信するため、統合報告(Integrated Reporting)を実施することとし、「アニュアルレポート2012」から、従来の「アニュアルレポート」と「社会責任報告書」を統合	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業方針であるミッション・ステートメント内に当社のコア・バリューとして以下の文言を掲げております。 「株主を始めとしたステークホルダーの要請に応え、適正利潤を追求すると同時に適時適切な情報開示を行います」(当社ウェブサイトに掲載: http://www.chugai-pharm.co.jp/profile/mission/index.html)
環境保全活動、CSR活動等の実施	製薬企業としての事業活動を行う中で、誠実な企業行動とステークホルダーからの多様な要請や期待に応え、社会の持続的発展に貢献することを目指して独自の活動を行っております。グループのCSR推進を担当する専門委員会と専任部署を設置し、グループの事業活動にまつわるCSRに関する活動、ステークホルダーやグループ全体への基本方針の浸透、ステークホルダーとのコミュニケーション、CSR推進に関する情報発信などを行っております。(当社ウェブサイトに掲載: http://www.chugai-pharm.co.jp/csr/index.html)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「情報開示方針(中外製薬の会社情報の資本市場参加者に対する開示方針)」に記載(当社ウェブサイトに掲載: http://www.chugai-pharm.co.jp/ir/policy/disclosure.html)
その他	当社では、多様な人財を生かし革新的な医薬品を国内外に提供する日本のトップ製薬企業の早期実現に向けて、中期経営計画『ACCEL 15』を設定しております。その中において、多様な価値観や専門性は革新を生み出すとの信念のもと、ダイバーシティ推進を経営の重要課題と位置付け、ナショナリティ・ジェンダー・シニアの3つの軸を中心に取り組みを行ってまいりました。女性の活躍推進に関しては、2010年に経営トップのもとにワーキングチームを結成、検討を開始し、2012年には活動を幅広い領域で強化・推進するため、「ダイバーシティ推進室」を設置しました。女性のマネジャー数を2015年に2010年時の倍とする60名を目標として設定し、性別や年齢等の属性に関わらず客観的尺度で人財を選抜・育成するタレントマネジメントシステムの導入、人事処遇制度の見直し等に取り組んでまいりました。また、キャリアや働き方を考える機会として全部門で女性を対象としたフォーラムを開催したほか、2014年度からは女性リーダーの育成に向けた研修も開始しました。各部門に設置されたダイバーシティを推進するチームにおいても、部門の状況に応じてジェンダーを含めた課題解決に取り組んでいます。 あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と育児の両立支援に取組み、2008年、2011年に認定マーク(くるみん)を取得いたしました。結婚によりMRが現勤務地で配偶者と同居できない場合は、MR結婚時同居サポートプランにより就業継続を支援しております。また、育児・介護理由による休業中のモバイルPC貸与、在宅勤務制度の導入、介護セミナーの実施等、介護も含む両立支援に取組み、性別・職位を問わず、制度の利用が進んでおります。 これまで、管理職層に占める女性の割合は、係長・課長・部長クラスのいずれも増加し、厚生労働省が主催する平成26年度「均等・両立推進企業表彰」において、「均等推進企業部門 厚生労働大臣優良賞」および「ファミリー・フレンドリー企業部門 東京労働局長優良賞」の二つの賞を同時に受賞しました。また、2015年3月には、女性活躍推進に優れた上場企業として、経済産業省と東京証券取引所より平成26年度「なでしこ銘柄」に選定されました。 管理職層に占める女性の割合(2014年度) -課長クラス: 9.9% -部長クラス: 6.7%

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する。」というミッションを掲げ、その実現に向けて透明かつ公正で高い倫理を持った企業活動を追求してまいりました。また、会社法施行に伴い、内部統制に関する基本方針を取締役会にて決議し、中外製薬グループにおける全役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保すべくより強固な体制を構築しております。

当社における内部統制システムの具体的整備・運営状況は下記の通りです。

取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、かつCSR遂行の一層の充実を図るため、具体的行動規準である「中外BCG(ビジネス・コンダクト・ガイドライン)」を制定しております。この浸透を目的として、経営会議の下部機関であるCSR推進委員会と専任組織であるCSR推進部を設置しております。CSR推進委員会およびCSR推進部は、基本組織長をBCG推進責任者と定め、この推進責任者より補佐役として任命されたBCG推進担当者との連携により全社員を対象とした企業倫理研修を定期的の実施するなど、コンプライアンス全般、企業倫理、人権、社会貢献、環境保全などCSR推進の充実・強化を行っております。

コンプライアンスの推進につきましては、「コンプライアンス規程」を制定し、前述のBCG推進責任者およびBCG推進担当者を通じて全社的な法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンスにかかる社内状況を把握するために定期的(半期毎)なモニタリング調査を実施し、結果をCSR推進委員会に報告しております。

また、いわゆる「公益通報」をも包含したBCG違反事項の通報・相談窓口としてBCGホットラインを設置するとともに、ハラスメントに関しては社外に

も社員相談窓口を設け、法令遵守はもとより、生命関連企業としての高い倫理・道徳観に基づく活動に努めております。

リスク管理につきましては、当社グループの企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止、及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を確保するために、「リスク管理規程」を制定し、経営会議の下部機関であるリスク管理委員会及び部門リスク管理委員会を設置しております。部門リスク管理委員会は部門内のリスクを取りまとめリスクマップを作成し、リスクの未然防止に努めております。リスク管理委員会は、主要リスク課題の対応およびその進捗状況について確認するとともに、経営に重要な影響を及ぼしかねないリスクにつきましては全社リスク課題として特定し、その防止策の進捗状況を経営会議に報告しております。

また、当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対策にあたるものとしております。

首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の今後発生が懸念されている大規模地震に備えて、東日本大震災の経験を踏まえた地震対策の強化に取り組んでおります。

内部統制、リスク管理及びCSRの遂行にあたっては、グループ全体を対象とした取組みを実施し、企業集団全体としての適正な業務運営を図っております。

金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制の整備・維持については、内部統制システムに関する取締役会決議に記載し関係排除に向けて取り組んでおります。

当社の行動規準を示す中外BCGに反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを明記し、全社を挙げて関係排除に取り組んでおります。

反社会的勢力および団体に関する社内相談窓口の設置、新規契約における外部業者の信用調査、当局を含めた関係団体との連携について社内体制を整備しております。

「反社会的勢力排除に関する覚書ガイドライン」を定め、取引先と反社会的勢力排除に関する覚書を取り交わし、反社会的勢力と関係していないことを確認するとともに、万が一取引先が反社会的勢力と判明した場合には、速やかに契約を解除できる体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、会社情報の適切な開示に資する「情報開示方針」を定め、取締役会および経営会議などで決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えられる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

また、CFO、広報IR部長、経営企画部長、財務経理部長、CSR推進部長および総務部長で構成するIR委員会を経営専門委員会として定期的に開催し、情報開示方針の策定、改編、方針の社内浸透、関連情報収集・開示活動などの管理、推進を行っております。

当社は、社長をはじめとした主要執行役員ら経営陣が率先して説明責任を果たしております。開示活動の実際にあたっては広報IR部が主管部署となり、関連部署と連携して速やかな開示に努めております。

また、各部署の内部統制活動の監視・検証としましては、監査役の会社法上の監査のほか、内部監査部門として、公認内部監査人を含むスタッフからなる監査部を設置し、国内外の子会社をも含め業務活動の有効性・効率性およびコンプライアンスなどの観点からグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、経営会議への報告・提言を行うほか、監査役への報告を実施し、健全な業務執行の維持・向上に努めております。

